

令和 2 年 4 月 2 7 日 開 会

第 7 1 2 回 む つ 市 教 育 委 員 会

< 目 次 >

議案第1号 令和2年度むつ市教育大綱事業実施計画 (総務課)

議案第2号 むつ市奨学生の決定について (総務課)

議案第3号 むつ市立小中学校事務共同実施推進協議会設置要綱について
(総務課)

議案第4号 むつ市新・放課後子どもプラン推進計画の策定について
(生涯学習課)

議案第5号 むつ市立図書館協議会委員の委嘱について (図書館)

< 事務局からの報告事項 >

1. 天然記念物下北半島のサル及びサル生息北限地の現状変更(一時捕獲)終了とどけについて (生涯学習課)
2. 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応について (総務課)

< その他 >

議案第1号

令和2年度むつ市教育大綱実施計画について

令和2年度むつ市教育大綱実施計画を決定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第1号の規程により教育委員会の議決を求める。

令和2年4月27日提出

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

提案理由

むつ市教育大綱の趣旨に添って教育委員会で実施する事業の具体的な計画を実施するものである。

議案第2号

むつ市奨学生の決定について

令和2年度むつ市奨学生について、むつ市奨学金貸与条例第4条の2の規定により決定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第14号の規定により教育委員会の承認を求める。

令和2年4月27日提出

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

提案理由

4月21日に開催された、むつ市奨学生選考委員会において別紙のとおり選考されたので、これを決定したく提案するものである。

※ むつ市奨学生志願者名簿は別封のとおり。

令和2年度むつ市奨学生選考結果

令和2年4月21日（火）、奨学生選考委員会（委員15名：うち2名欠席）を開催し選考が審議され、下記のとおり選考されました。

記

種 別	貸付計画	志願者	被選考者	選考漏れ者
高 校 生	10名	0名	0名	0名
大学・大学院生	30名	24名	24名	0名
専門学校生	10名	4名	4名	0名
計	50名	28名	28名	0名

○新規貸付計画金額 16,200,000円

○貸付予定金額 10,080,000円（前年度比33%増）

高 校 生	0名×15,000円×12か月＝	0円
※前年度	6名×15,000円×12か月＝	1,080,000円
大 学 生 等	24名×30,000円×12か月＝	8,640,000円
※前年度	16名×30,000円×12か月＝	5,760,000円
専 門 学 校	4名×30,000円×12か月＝	1,440,000円
※前年度	2名×30,000円×12か月＝	720,000円

○ 選考となった方は、同封の「令和2年度むつ市奨学生志願者名簿」に、赤い○印で表示しております。

議案第 3 号

むつ市立小中学校事務共同実施推進協議会設置要綱について

むつ市立小中学校事務共同実施推進協議会設置要綱を定めたいので、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 9 号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和 2 年 4 月 2 7 日提出

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

提案理由

むつ市立小中学校事務共同実施組織運営規程（令和元年むつ市教育委員会訓令第 3 号）第 3 条に規定されている共同実施推進協議会を設置し、事務の共同実施を円滑に運用するために必要な要綱を整備するためのものである。

むつ市立小中学校事務共同実施推進協議会設置要綱

令和2年4月 日公表
むつ市教育委員会訓令甲第 号

(設置目的)

第1条 学校事務の共同実施を行うためのグループ（以下「共同実施グループ」という。）が、共同実施を円滑に進めるため、学校事務共同実施推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) むつ市教育委員会総務課長
- (2) 共同実施グループの各校長又は拠点校の校長
- (3) 共同実施グループの各事務職員又はグループリーダー等
- (4) その他協議会に必要と認められる共同実施グループの教員
(会長)

第3条 協議会に会長を置く。

- (1) 会長は、共同実施グループの拠点校の校長の代表者を充てる。
- (2) 会長は、協議会を代表し、その円滑な運営を図る。

(会議及び協議事項)

第4条 協議会は、年2回程度会長が召集し、その主宰のもとに、次の事項について協議する。

- (1) 共同実施グループの実施計画に関すること。
- (2) 共同実施グループによる学校の管理運営の支援及び教育活動の支援に関すること。
- (3) 共同実施に係る理解・啓発に関すること。
- (4) 共同実施に係る成果・課題に関すること。
- (5) その他共同実施に関すること。

(事務局)

第5条 協議会に事務局を置く。

- (1) 事務局は、原則として、共同実施グループの拠点校の代表校に置く。
- (2) 事務局に、事務局長を置く。

(3) 事務局長は、事務局の置いてある共同実施グループのグループリーダーを充てる。

(4) 事務局長は、会長を補佐し、協議会の円滑な運営に努める。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、その都度協議して定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

議案第4号

むつ市新・放課後子どもプラン推進計画の策定について

「むつ市新・放課後子どもプラン推進計画」を次のとおり定めたいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第1項の規定により教育委員会の承認を求める。

令和2年4月27日提出

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

提案理由

本案は、国の「放課後子ども総合プラン」に基づき平成28年3月に策定した「むつ市放課後子ども総合プラン推進計画」を見直し、策定するものであります。

議案第5号

むつ市立図書館協議会委員の委嘱について

むつ市立図書館協議会委員の委嘱について、図書館法第15条及びむつ市立図書館設置条例第5条の規定により、次のように決定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の承認を求める。

令和2年4月27日提出

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

提案理由

むつ市立図書館設置条例第5条の規定により委嘱している校長会選任の委員については、校長会において市立正津川小学校長が当たることとされており、柴田敬司氏が定年退職となったため、新たに市立正津川小学校長の木村由香子氏を委員として委嘱するものである。

むつ市立図書館協議会委員名簿（案）

【任期】 令和元年5月1日～令和3年4月30日

【定数】 10名以内

氏名	郵便番号	住所	電話	選出区分	所属	備考
伏見 紀幸 <small>ふしがみ のりゆき かのりゆき</small>				学識経験者	元むつ青年会議所理事長	
永井 信孝 <small>ながい のぶたか かのぶたか</small>				学校教育関係	元むつ市立第一田名部小学校校長	
木村 由香子 <small>きむら ゆかこ かのゆかこ</small>				校長会	むつ市立正津川小学校	新任
小川 千恵 <small>おがわ ちえ かのちえ</small>				社会教育関係	読みきかせボランティアネットワーク	
齋藤 寿美子 <small>さいとう すみこ かのすみこ</small>				学校教育関係	元むつ市立川内小学校司書教諭	
松山 智子 <small>まつやま ともこ かのともこ</small>				社会教育関係	ことばの教育療養指導員	
土佐 素子 <small>とさ そうこ かのそうこ</small>				社会教育関係	読みきかせグループ「どんぐり」	
近藤 義雄 <small>こんどう よしお かのよしお</small>				学識経験者	元宿野部郵便局長	
片谷 紀子 <small>かたがたに のりこ かのりこ</small>				社会教育関係	むつ市連合PTA	

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更等(一時捕獲)終了届について

令和元年6月26日付、むつ市教育委員会指令第5号で許可した現状変更(一時捕獲)について、令和2年4月7日付け、む生産第11号でむつ市長より終了届が提出された。

●許可内容

市内に生息するニホンザルの群れ29群に対し、各群2頭ずつ、計58頭に発信器を装着する。

●捕獲頭数…5群5頭

発信器取り付け後、元の群へ復帰させた。



む生産第11号
令和2年4月7日

むつ市教育委員会
教育長 氏家 剛 殿

青森県むつ市中央一丁目8番1号
むつ市長 宮下 宗一郎



天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の
現状変更（一時捕獲）等終了報告について

このことについて、令和元年6月26日付けむつ市教育委員会指令第5号で許可された
現状変更（一時捕獲）等が終了したので報告いたします。

【添付書類】

1. むつ市が実施したニホンザルの捕獲状況について
2. 捕獲檻設置場所及び捕獲位置図
3. ニホンザル捕獲記録
4. 捕獲用檻（箱わな）仕様図

むつ市が実施したニホンザルの一時捕獲状況について

1. 天然記念物の名称 天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
2. 指定年月日 昭和45年11月11日
3. 天然記念物の所在地 青森県むつ市及び下北郡
4. 所有者の氏名住所 日本国

5. 実施内容及び経過

①実施内容

発信器が装着されていない群れ及び過去に発信器を取付けたが耐久年数がすでに経過している個体を麻酔銃及び箱わなにより、一時捕獲（麻酔薬で不動にする）を行い、発信器を装着後、元の群れに復帰させるものである。

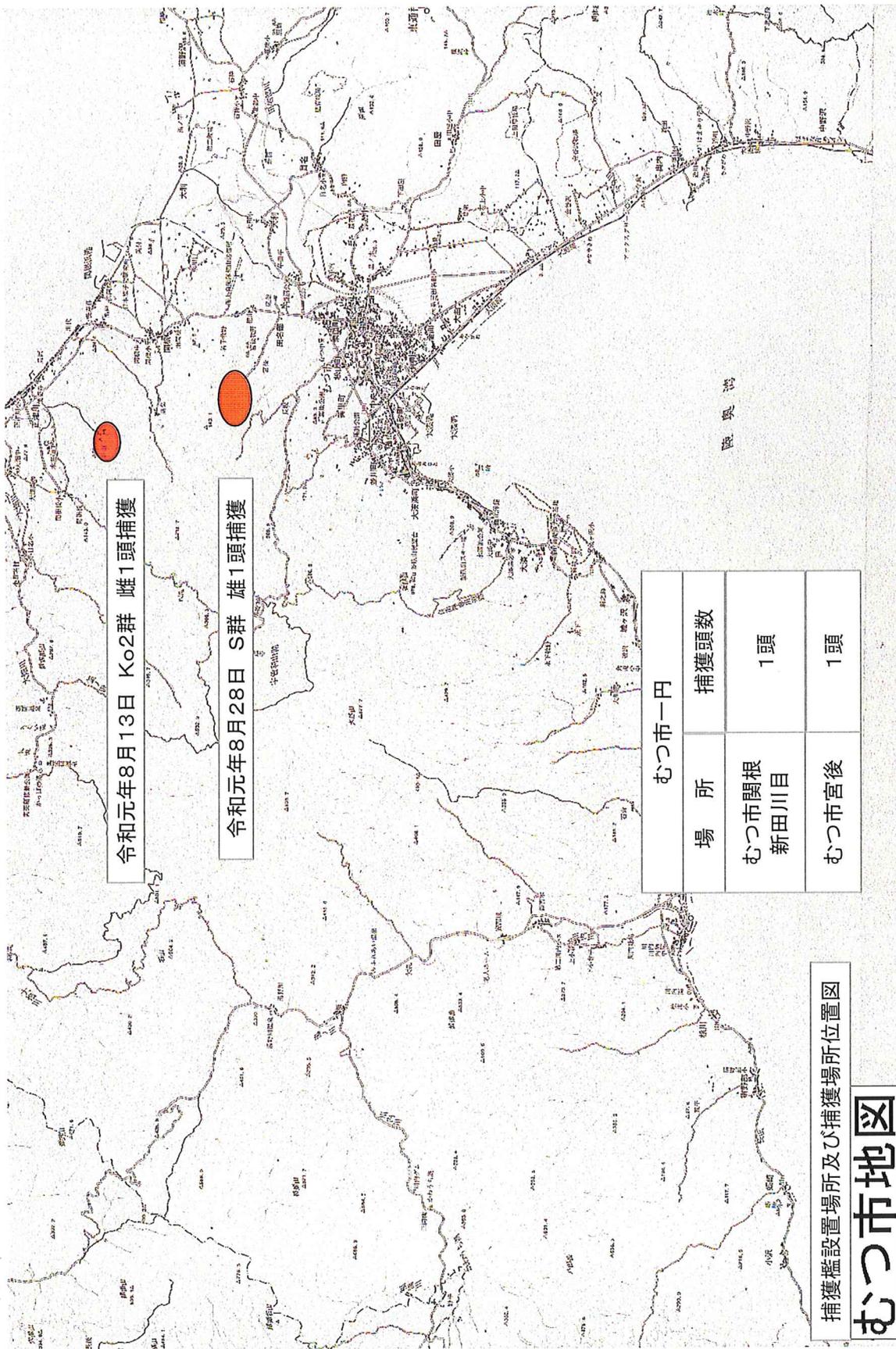
②経 過

- | | | | |
|--------|-------|-------|--|
| 令和 元 年 | 6 月 | 6 日 | む農林第132号でむつ市教育委員会宛「現状変更（一時捕獲）等許可申請書」を提出。 |
| 同 | | 日 | む農林第133号で青森県知事宛「鳥獣捕獲等許可申請書」を提出。 |
| | 6 月 | 1 1 日 | 青森県知事より下県局農水第340号「指令第3005号」で許可。 |
| | 6 月 | 2 6 日 | むつ市教育委員会より「指令第5号」で許可。 |
| | 8 月 | 1 3 日 | 関根字新田で1頭を捕獲し、発信器装着後放獣。（Ko2群） |
| | 8 月 | 2 0 日 | 脇野沢源藤城で1頭を捕獲し、発信器装着後放獣。（O2-B群） |
| | 8 月 | 2 8 日 | 田名部字宮後で1頭を捕獲し、発信器装着後放獣。（S群） |
| | 1 2 月 | 2 2 日 | 脇野沢寄浪で1頭を捕獲し、発信器装着後放獣。（A2-84B群） |
| 令和 2 年 | 1 月 | 1 8 日 | 脇野沢九艘泊で1頭を捕獲し、発信器装着後放獣。（A-87A群） |
| | 3 月 | 3 1 日 | 許可期間終了。（一時捕獲頭数計5頭） |

③総 括

今回の捕獲許可により、5頭を一時捕獲し、発信器を取付け、元の群れへ復帰させた。復帰後、モニタリング調査を実施してきたが、特に身体への影響がないことを確認済みである。

今後も引き続き、モニタリング調査を行い、群れ管理及び被害対策に努める。



この図は国土院の地形図を基に作成されたもので、正確性を保証するものではありません。また、この図は、環境省の許可を得て作成されたもので、無断で複製・転載を禁じます。

むつ市脇野沢地図

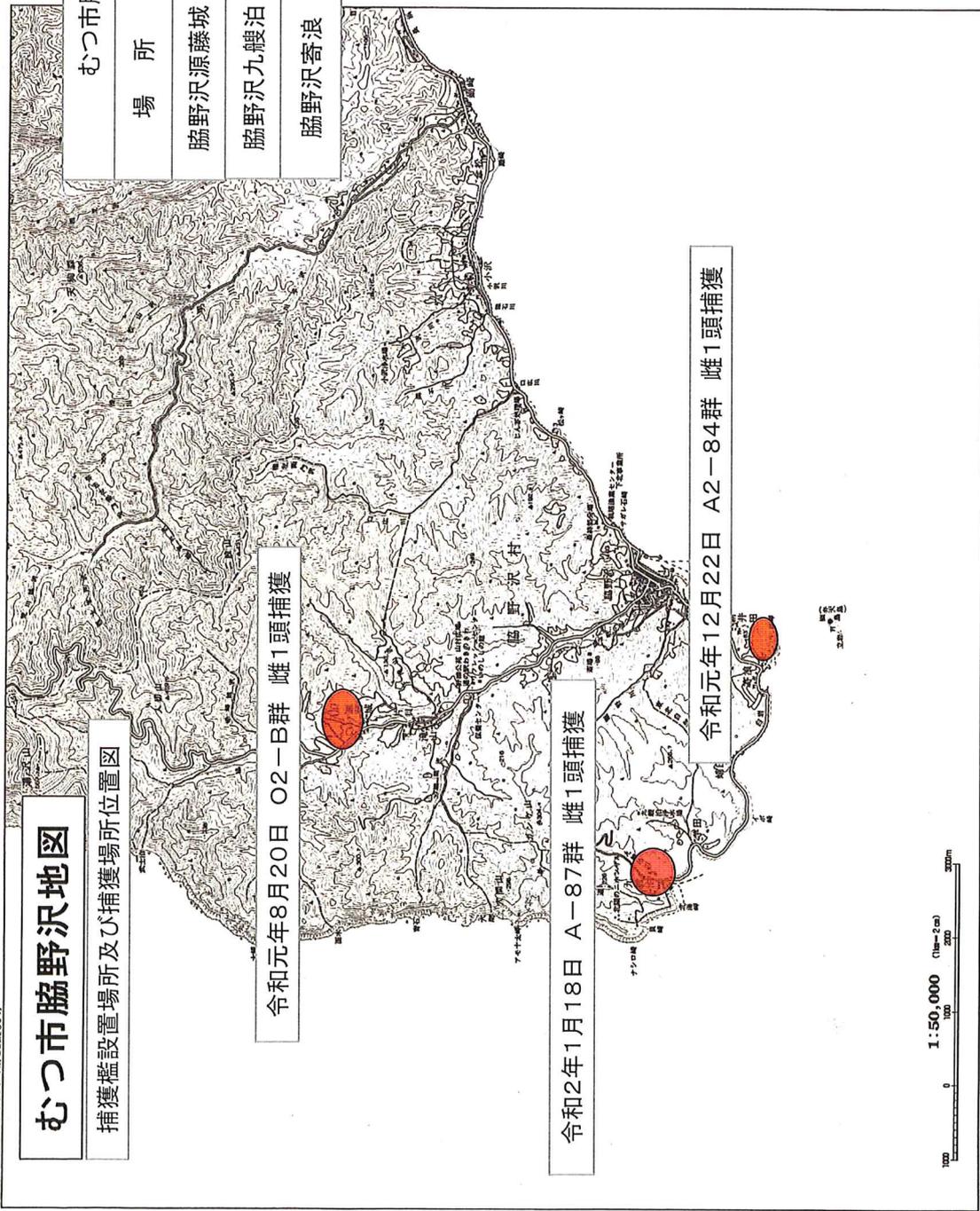
捕獲檻設置場所及び捕獲場所位置図

むつ市脇野沢一円	
場所	捕獲頭数
脇野沢源藤城	1頭
脇野沢九艘泊	1頭
脇野沢寄浪	1頭

令和元年8月20日 O2-B群 雌1頭捕獲

令和2年1月18日 A-87群 雌1頭捕獲

令和元年12月22日 A2-84群 雌1頭捕獲



サルの捕獲頭数

文化庁申請分		市教委申請分				
期間	許可頭数	捕獲頭数	年度	一時捕獲		
				許可頭数	捕獲頭数	
第3次計画期間	第2回 H25.10月～H27.6月	236	96	H26	56	9
				H27	58	8
第1次第二種計画期間	H27.7月～H29.6月	217	91	H28	58	3
				H29	58	12
第2次第二種計画期間	H29.6月～R元6月	303	95	H30	58	3
				R元	58	5
合計		986	282		346	40

参考資料

●むつ市における農作物被害状況の推移について

平成29年度…被害額 849,961円 被害戸数96戸

平成30年度…被害額 619,581円 被害戸数70戸

令和元年度…被害額 874,088円 被害戸数42戸

●下北半島に生息する群数、個体数

平成29年度…群数69群 2,611頭+ α

平成30年度…群数69群 2,635頭+ α

令和元年度…群数70群 2,702頭+ α

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応について

1. 時系列及び現状（前回報告後から）

- 3月27日（金）休校措置解除
- 4月 6日（月）新学期における出席停止に係る通知等発送
- 4月 7日（火）入学式
- 4月16日（木）政府が全国に対し「緊急事態宣言」を発令
- 4月17日（金）むつ市新型コロナウイルス感染対策本部において休校措置を決定
- 4月21日（火）休校措置開始
- 5月 7日（木）休校措置解除（予定）

2. 休校措置期間等について

○開始日等

4月21日を休校開始日とし、5月6日までの16日間を臨時休校とする。

3. 児童・生徒に関する事項

○外出について

4月20日付けむ教総第239号において『事態の収束を図るため、「人と人との接触機会の低減」に取り組んでいただく必要があることから、不要不急の外出、感染の危険性のある行動は厳に控えさせてください。』と記載し、保護者宛てに不要不急の外出については自粛させるよう通知済み。

4. 教職員に関すること

○勤務状況

原則、学校における勤務。

職員自身の安全・健康管理が求められ、罹患することがないように注意喚起。

5. 教育活動に関すること

○小学校における臨時預かり（学童保育）について

4月27日を目処とし、臨時預かりを実施。スタッフ、対応等は前回休校中の開設時と同様の対応とする。

- 対 象 なかよし会に加入できる者に準ずる者で小学校1年生から2年生までの児童。
- 設置場所 児童が在籍している学校等。
- 対 応 スクールサポーター、小中一貫非常勤講師等がなかよし会に準じた保護を実施。

○部活動について

事態の収束を図るため、「人と人との接触機会の低減」に取り組む必要があることから禁止。

スポーツ少年団においても同様の対応を市民スポーツ課から各団体へ向け通知。

○学習活動の補填について

2度にわたる休校措置に伴い、学習活動の遅れや、不登校、登校渋り、生活リズムの崩れ等様々な影響が懸念されることから、各学校の裁量により、それらの防止を目的とした出校日を各学校の実情に応じ週に1度程度設定する対応を依頼。

学校教育課から各学校に対し、課題用のプリントを配布している。それらを活用しながら、各学校の実情に合った対応を実施することとしている。

6. 給食について

○対応

給食の提供を停止することとなったため、食材の処分等の状況を確認し、市が補填する措置を講ずる予定。

7. その他

○対応

- ・学校施設の開放をした場合、「人と人との接触機会」が増加するため、施設開放についても中止。
- ・休校措置に係る保護者・報道機関からの問い合わせ対応については、引き続き教育委員会が行う。
- ・学校衛生用品に関しては、各学校の要望を都度確認し、対応をしているところではあるが、全国的に品薄という状況もあり、代替品での対応など不便をかける部分もあるが、市・教育委員会といたしましては、子ども達の安全安心の確保に傾注する旨報告。

8. 参考資料

○発送文書

4. 3 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う新学期の対応について
4. 6 新型コロナウイルス感染症対策における市内小中学校の学校運営について
※本文書は「むつ市新型コロナウイルス感染症対策本部」から発出
4. 6 新学期における出席停止に係る方針について
4. 14 検温の実施及び市外への旅行等の確認について（教職員等・給食関係者）
4. 15 児童生徒の市外への旅行等の自粛についてのお願い
4. 15 給食当番用手作りマスクに係る材料のご提供について
4. 20 緊急事態宣言の発令に伴う臨時休校等の措置について（学校・保護者宛て）
4. 20 新型コロナウイルスによる臨時休校に伴う小学校臨時預かりについて（〃）
4. 21 緊急事態宣言の発令に伴う臨時休校期間中における教職員の勤務について

各小中学校校長様

むつ市教育委員会
教育長 氏 家 剛
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う新学期の対応について

令和2年4月7日からの新学期における新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う対応につきまして、子供達の安心安全を全力で確保しつつ、学習の機会を保障する観点から、市及び市教育委員会といたしましては、下記のと通りの対応とさせていただきます。各学校におかれましては、ご協力の程よろしくお願いいたします。参考として関係資料を添付しておりますので、ご確認ください。

なお、不明な点等がありましたら下記担当までお問い合わせください。

記

○検温について

- ・原則として各家庭の協力を仰ぎながら実施するものとします。各家庭で検温した結果を、別添の健康観察票により学校へ報告していただく等、家庭との連携を図りながら体調の把握に努めてください。
- ・各家庭において発熱が確認された場合は、学校に連絡の上、家庭で療養させるよう指導をお願いします。
- ・登校後体調不良等の異常があった場合は、学校においても検温を実施し、発熱が確認された場合は、速やかに保護者に連絡し、児童生徒は帰宅させてください。
- ・家庭において検温を実施しなかったに児童生徒に関しては、学校において検温を実施していただきます。その場において発熱が確認された場合においても上記と同様の対応とします。

○マスクについて

●給食当番用について

- ・各学校に1週間分のマスクを市教育委員会から配付します。その後の対応につきましては、市教育委員会から手作りマスク製作に係る材料を各学校に配付する予定ですので準備が整いましたら別途ご連絡させていただきます。

●普段使い用について

- ・普段使い用のマスクについては、常時着用することを求めるものではありませんが、必要に応じ各家庭において使用するマスクを用意していただくこととなります。
- ・各学校におかれましては、市販のマスクを入手することが困難であることから、各家庭に対し、手作りマスクの製法等を通知するなど、特段の御配慮をお願いいたします。
なお、作成方法につきましては、文部科学省ホームページ「子どもの学び応援サイト」等を参考にいただければと思います。

なお、市内において感染者が出た場合には、一斉休校となる場合もありますので、ご了承ください。また、発生状況によっては、休校が長期となりますので、ご留意願います。

【担当】

むつ市教育委員会総務課
総務・学務グループ 工藤・関
TEL 22-1111 (内線3110・3116)

む予防第 6 号
令和 2年 4月 6日

各小中学校校長 様

むつ市新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 宮下 宗一郎

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策における市内小中学校の学校運営について

謹啓 日頃より学校教育の推進について御尽力賜り、誠にありがとうございます。

さて、明日より、本格的に学校が再開となりますが、新型コロナウイルス感染症については、今回の休校期間中に、本県での感染者が複数発生するなど緊迫した状況が続いています。

現時点での本市における感染者の発生はないものの、発生した場合には、再度、休校措置を2週間とらせていただきます。

また、当該休校措置は、連続して発生者が出た場合や感染の拡大が懸念される場合は、長期に及ぶことも考えられます。

最悪の事態を想定すれば、半年から1年にわたって休校措置を講ずる必要もあり得ます。

したがって、当初予定している今年1年の学校行事が十分に達成できないことも想定されますので、当初より優先順位をもって学校運営にあたっていただきたいことと、次の休校措置を想定した準備についても、今から始めていただくようよろしくお願い申し上げます。

とりわけ、大規模校における運動会・体育祭及び学芸会・文化祭については、通常通りの開催は難しいと考えておりますし、また修学旅行については収束するまでは全学校とも困難であると考えています。

この準備にあたっては、児童・生徒の学習する機会の保障が重要であると考えています。

このため、市・教育委員会・各学校・地域が共通理解のもとで、明確な目標をもって学校運営と休校措置中の児童・生徒との接し方を今から考える必要があります。

各校が創意工夫の中で実施していただく内容が市内で共有され、むつ市の児童生徒が等しく教育を受けられるようになるよう今後とも御協力をよろしくお願いいたします。

市（市教委）としては、今後の休校措置についても必要な場合は躊躇なく行

います。何よりも児童・生徒の命と健康を守るための措置であることを御了承
下さい。

各校とも感染症対策については、万全の準備の上、学校運営に当たられます
よう重ねてお願い申し上げます。

謹白

各小中学校校長 様

むつ市教育委員会
教育長 氏 家 剛
(公印省略)

新学期における出席停止に係る方針について

4月7日から新学期が開始となりますが、年度末、年度始めにおける、他の自治体から転入している児童生徒が確認されていることから、市及び教育委員会といたしましては、児童生徒の命と健康を守るために下記のとおりの方針を定めましたので各学校におかれましては、当該方針に沿った措置につきまして、ご協力いただきたく存じます。

明日から入学式、新学期というタイミングでの通知となってしまう、学校現場はもとより、保護者、何より子ども達の心中を察してあまりあるところがございますが、市内の感染防止、市民の皆様の安全安心を護持するための非常の措置であるご理解いただき、ご協力を衷心よりお願いいたします。

なお、不明な点等がありましたら下記担当までお問い合わせください。

記

児童生徒の出席停止について

○転入者の場合

原則として市外から市内へ転入した者は、転入日の翌日から起算して14日は出席を見送っていただくよう保護者に対してご対応いただきたく存じます。

この場合は欠席ではなく、出席停止扱いとなります。

対象者の確認については、市教委と学校が相互に情報の共有を行い把握し対応することとしますので、学校側で把握している情報があればご連絡をお願いいたします。

(例) 3月24日転入→4月7日まで14日間の出席停止→4月8日から出校

○出席を不安視する者の場合

現状、むつ市においては感染者が発生しておらず、各学校におかれましては、いわゆる「3密」を防ぐ等の対応を実施されていることから、保護者に対し、過剰な心配等は必要がない旨のご説明をお願いいたします。

なお、上記状況における欠席の場合には、出席停止とは認められません。

○上記に該当する児童生徒に対する特段の配慮について

各学校におかれましては、該当する児童生徒がいた場合、今般の出席停止処理に伴う、偏見に基づくいじめ等が生じないように、また、入学式、始業式等に参加できなかったことに伴う疎外感等を取り除く別段の行事等を企画していただくなど、子ども達へ特段のご配慮をお願いいたします。

また、学習面におきましても出席停止中における課題等の提供についてはもちろんのこと、登校再開後におきましても必要に応じ、補習等を行うなど、子ども達の学習活動に対する特段のご配慮をお願いいたします。

以上

【担当】

むつ市教育委員会総務課
総務・学務グループ 工藤・関
TEL 22-1111 (内線3110・3116)

む教総第179号
令和2年4月14日

各小中学校校長様

むつ市教育委員会
教育長 氏家 剛
(公印省略)

教職員等に係る検温の実施及び旅行等の確認について

4月7日から新学期が開始となりましたが、他県において、学校への報告をせず旅行し、部活動の指導を行った教職員から生徒に感染させる事例が確認されております。

このことから、各学校におかれましては、児童生徒及び教職員の命と健康を守るために、教職員等（スクールサポーター、小中一貫教育非常勤講師、学校用務員を含み、学校給食調理員及び学校給食作業員を除く。）に対し、下記のとおり検温及び旅行等の確認作業を実施していただき、状況把握に努めるよう特段のご配慮をお願いいたします。

市内の感染防止及び市民の皆様の安全安心を守るため、**緊急事態宣言が出された地域はもとより、市外への私用旅行につきましても、極力自粛するよう各校長におかれましてはご指導願います。**

なお、ご不明な点等がありましたら下記担当までお問い合わせください。

記

○検温について

検温は毎朝必ず実施することとし、別添の「新型コロナウイルス感染症対策用体調管理届」にて校長等へ届出をしていただくこととなります。

なお、各校長におかれましては、体調不良の教職員等がいる場合は、無理に出勤させず、出勤困難休暇等をご活用いただくとともに、普段の検温状況等を確認する際、異常（37℃以上の発熱等）があった場合につきましては、教育委員会にご連絡願います。（発熱や症状がない場合については連絡不要です。）

○市外への旅行等をしていた又は今後する場合

各学校におかれましては、「市外滞在等報告書」等をご活用いただき、教職員等との連携を図りつつ、可能な範囲で状況を確認していただきますようお願いいたします。

なお、市外への旅行等をしていた教職員等につきましては、検温、体調確認を家庭において確実に実施していただくことを再度ご指導いただくとともに、学校におかれましても、十分に健康観察等を実施していただくようお願いいたします。

体調に異常が見られない場合は、通常勤務となります。

以上

【担当】

むつ市教育委員会総務課
総務・学務グループ 工藤・関
TEL 22-1111（内線3110・3116）

各小中学校校長様

むつ市教育委員会
教育長 氏 家 剛
(公印省略)

学校給食調理員及び学校給食作業員に係る
検温の実施及び市外への旅行等の確認について

4月7日から新学期が開始となりましたが、他県において、障害者福祉施設の調理員を発端とする集団感染の事例が確認されております。

このことから、各学校におかれましては、学校給食調理員及び学校給食作業員に関して、児童生徒の命と健康を守るために下記のとおり検温及び旅行等の確認作業を実施していただき、状況把握に努めるよう特段のご配慮をお願いいたします。

市内の感染防止及び市民の皆さまの安全安心を守るため、緊急事態宣言が出された地域はもとより、市外への私用旅行につきましても、極力自粛するよう各校長におかれましてはご指導願います。

なお、ご不明な点等がありましたら下記担当までお問い合わせください。

記

○検温について

検温は毎朝必ず実施することとし、別添の「新型コロナウイルス感染症対策用体調管理届」にて校長等へ届出をしていただくこととなります。

なお、各校長におかれましては、体調不良の者がいる場合は、無理に出勤させず、出勤困難休暇等をご活用いただくとともに、普段の検温状況等を確認する際、異常(37℃以上の発熱等)があった場合につきましては、教育委員会にご連絡願います。(発熱や症状がない場合について連絡は不要です。)

○市外への旅行等をしていた場合について

各学校におかれましては、市外への旅行等を実施していた者に対し、次のとおりご対応くださるようご指導願います。

また、確認作業につきましては、別添の「市外滞在等報告書」等をご活用いただき、学校給食調理員及び学校給食作業員との連携を図りつつ、可能な範囲で状況を確認していただきますようお願いいたします。

なお、この確認作業の結果に基づき出勤を見送る場合については、出勤困難休暇扱いとなります。

- (1) 緊急事態宣言の対象となる7都府県への滞在歴がある者
○むつ市への帰着日の翌日から起算して14日は勤務を見送っていただく。
- (2) (1)以外で感染者が発生している道府県への滞在歴が確認され、平均発症日数の5～6日に達していない者
○むつ市への帰着日の翌日から起算して14日は勤務を見送っていただく。
- (3) 感染者の発生していない県及び県内他市町村への滞在歴がある者
○健康管理に努めていただくものの、出勤見送り等の対応等は不要です。

以上

【担当】

むつ市教育委員会総務課
総務・学務グループ 工藤・関
TEL 22-1111 (内線3110・3116)

市外旅行等報告書

小(中)学校

氏名

期 間			同行者	どこに
				滞在等内容
例 3月28日	～	3月29日	父・母・弟	東京都葛飾区 姉の引越作業手伝いのため
例 4月 4日	～	4月 5日	父・母	宮城県仙台市 旅行のため
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		

令和2年3月27日以降、提出日までに市外へ旅行等を行った場合はご記入いた
校長等へ提出して下さるようお願いいたします。だき、

保護者各位

むつ市教育委員会
教育長 氏家 剛
(公印省略)

児童生徒の市外への旅行等の自粛についてお願い

4月7日から新学期が開始となり、現時点では市内に新型コロナウイルス感染者の確認はされておりませんが、1都7府県に緊急事態宣言が発令され、県内でも感染経路不明の感染者が出ている状況にあります。

このような状況を踏まえ、教育委員会といたしましては、児童生徒の学習機会の維持を図るために、感染を未然に防ぐという観点、児童生徒の健康管理の観点、感染を理由とした偏見やいじめ等を生じさせないという観点などから判断し、通院や生活のために必要な用務を除く不要不急の私用旅行につきましては、ご遠慮いただきますようお願いいたします。

やむを得ず市外への旅行等に出かけることとなった際には、感染予防に努めていただくのはもちろんのこと、学校側との連携を密にし、下記とおりの対応としていただきますようご協力をお願いいたします。

なお、ご不明な点等がありましたら下記担当までお問い合わせください。

記

○市外への旅行等をした場合について

- (1) 市外への旅行等をしていた児童生徒につきましては、各家庭において検温、体調確認を確実に実施していただきますようお願いいたします。
- (2) 37度以上の発熱や風邪症状がある場合は、学校へ連絡のうえ、自宅で休養していただきますようお願いいたします。
- (3) 病院等で登校すべきでないと判断された場合には、まずは学校へ連絡し、その後、詳細な行動歴等「市外滞在等報告書」をご活用いただくなどして、学校への情報提供のご協力をお願いいたします。

いずれにいたしましても、児童生徒の健康観察には、十分ご配慮いただきながら、各学校との連携を図りつつ可能な範囲で児童生徒の状況を報告していただきますようお願いいたします。

以上

【担当】

むつ市教育委員会総務課
総務・学務グループ 工藤・関
TEL 22-1111 (内線3110・3116)

市外滞在等報告書

小(中)学校 年 組 氏 名

期 間			同行者	どこに
				滞在等内容
例 3月28日	～	3月29日	父・母・弟	東京都葛飾区 姉の引越作業手伝いのため
例 4月 4日	～	4月 5日	父・母	宮城県仙台市 旅行のため
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		

令和2年4月1日以降、提出日までに市外へ宿泊を伴う滞在等を行った場合はご記入いただき、学級担任へ提出して下さるようお願いいたします。

む教総第205号
令和2年4月15日

小中学校校長 各位

むつ市教育委員会
教育長 氏 家 剛
(公印省略)

給食当番手作りマスクに係る材料のご提供について

令和2年4月3日付け、む教総第59号により、新学期における新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う対応につきましてご協力をお願いしているところではありますが、今般、給食当番手作りマスクにつきまして、製作に係る材料の準備が整いましたのでお知らせいたします。

学校に提供する材料は、以下の通りです。マスクの製作に係る参考資料も添付いたしますので、参考にしていただければと存じます。

また、サンプル品として関根中学校より頂いた手作りマスク1枚を併せてご提供いたします。

ご不明な点等がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

◆ご提供するもの

○手作りマスクに係る材料

- ・クッキングペーパー シェフ
- ・白地のストッキング（アツギ株式会社様よりご提供頂きました）

○参考資料

- ・「広報むつ 号外 Vol. 1」キッチンペーパーと輪ゴムでつくる簡易マスクのつくりかた
※ホッチキスの使用は給食への異物混入を防ぐため使用せず、ガムテープ等で代用してください。
- ・「手作りマスク、ハンカチマスク、ハンカチマスクカバーの紹介」
※関根中学校で作成した手順書を参考にさせていただいております。
- ・「文部科学省 やってみよう！ 新型コロナウイルス感染症対策 みんなでできること」
動画 Youtube (<https://www.youtube.com/watch?v=219-0tHGje8&feature=youtu.be>)
※手作りマスクについては、開始から4:15前後のところで紹介されています。
動画上ではハンカチを使用しておりますが、キッチンペーパーを三つ折りすることで代用可能です。

【担当】

むつ市教育委員会総務課
総務・学務グループ 北川
TEL 22-1111（内線 3114）

む教総第239号
令和2年4月20日

各小中学校校長様

むつ市教育委員会
教育長 氏家 剛
(公印省略)

緊急事態宣言の発令に伴う臨時休校等の措置について

令和2年4月16日に開催された安倍首相を本部長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、緊急事態宣言の発令対象を全国とする決定がなされ、翌17日には、青森県が設置及び開催した「第6回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議」において、県立学校の臨時休業が決定されました。

上記の状況を受けまして、むつ市では同日、「第13回むつ市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催し、別紙のとおり休校措置等を講じることとしましたので下記のとおり対応してまいりますよう、よろしく願いいたします。

なお、ご不明な点等がありましたら下記担当までお問い合わせください。

記

○対応依頼

1. 添付している保護者宛ての文書につきましては、お忙しい中大変恐縮ではございますが、学校において必要部数分印刷し、必ず4月20日中に全校児童生徒へ配付してまいりますようお願いいたします。欠席している児童生徒等がいる場合においても、メール、電話その他の方法を用いて必ず通知してまいりますようお願いいたします。
2. 各学校の出校日、行事予定等につきましては、今後照会させていただき予定でありますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

【担当】

むつ市教育委員会総務課
総務・学務グループ 工藤・関
TEL 22-1111 (内線3110・3116)
FAX 22-1488

(別紙)

緊急事態宣言の発令に伴う臨時休校等の措置について

○臨時休校について

- ・第13回むつ市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の決定を受けて次のとおり休校措置を講じることとする。

休校期間	令和2年4月21日(火)から令和2年5月6日(水)まで
対 象	市内全小中学校
対 応 等	部活動等の活動においても感染拡大の恐れがあることから、実施しない。
そ の 他	「なかよし会」については、別途担当部署より通知する。 「小学校における臨時預かり」については、実施する形で対応中であるため、詳細が決定し次第、教育委員会から別途通知する。 なお、「なかよし会」及び「小学校における臨時預かり」の実施にあたっては、児童間で一定の距離が保てるよう、教室の提供についても配慮願います。

○出校日について

週に1日程度の出校日を設けるなど、児童生徒の心身の管理につきまして特段の配慮をお願いいたします。

なお、出校日を設定される際は、全校一斉といった形は避けていただき、学年毎などの分散した形での対応をお願いいたします。

スクールバスに関しては契約上、通常期間と同様に運行が可能であるため、各学校におかれましては、これまで同様に運行会社、担当部局、同一路線を活用する他の学校と連絡を密に取り、活用していただければと存じます。

※ここにおいて、週に1日「程度」としている理由につきましては、学校規模によっては「1日」というように枠組みを設けた場合、分散した形での対応が困難になると判断したためです。ご理解とご協力をお願いいたします。

む教総第239号
令和2年4月20日

保護者の皆さま

むつ市教育委員会
教育長 氏 家 剛
(公印省略)

緊急事態宣言の発令に伴う臨時休校等の措置について

令和2年4月16日に開催された安倍首相を本部長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、緊急事態宣言の発令対象を全国とする決定がなされ、翌17日には、青森県が設置及び開催した「第6回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議」において、県立学校の臨時休業が決定されました。

上記の状況を受けまして、むつ市では同日、「第13回むつ市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催し、休校措置等を講じることを決定しましたのでお知らせいたします。

皆さまにおかれましては、前回の臨時休校等の措置に引き続き、急な決定となったこととお詫び申し上げます。お子様の保護の対応等に苦慮される部分も多くあるかと思えます。しかしながら、むつ市及びむつ市教育委員会といたしましては、子どもの健康、安全を第一に考え、今回の措置となりましたことをご理解くださいますようお願いいたします。

なお、ご不明な点等がありましたら下記担当までお問い合わせください。

記

休校期間	令和2年4月21日（火）から令和2年5月6日（水）まで
対 象	市内全小中学校
対 応 等	部活動等の活動においても感染拡大の恐れがあることから、実施しない。
そ の 他	「なかよし会」及び「小学校における臨時預かり」については別途お知らせいたします。 事態の収束を図るため、「人と人との接触機会の低減」に取り組んでいただく必要があることから、市外への旅行や不要不急の外出、感染の危険性のある行動は厳に控えさせていただきます。

【担当】

むつ市教育委員会総務課
総務・学務グループ
TEL 22-1111（内線3115・3116）

市内各小学校 校長 各位

むつ市教育委員会 教育長 氏家 剛
(公印省略)

新型コロナウイルスによる臨時休校に伴う小学校臨時預かりについて（協力依頼）

平素より、むつ市教育行政運営につきまして、御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、国の緊急事態宣言が発出され、4月17日（金）に青森県知事から新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項の規定に基づく、不要不急の外出制限がなされました。これを受けた臨時休校措置に伴い、各学校に様々御迷惑をおかけしていること、衷心よりお詫び申し上げます。

さて、小学校での臨時預かりを次の通り実施いたします。各学校におかれましては、年度始めのお忙しい時期に誠に恐縮ではございますが、御理解と御協力を賜りたいと存じます。

●小学校臨時預かりに係る募集事項について

- 【対象児童】 なかよし会を利用していない1年生及び2年生までの児童で、当該小学校臨時預かりを保護者が希望し、かつ、なかよし会入会の要件を満たす児童。
※3年生～4年生の児童でやむを得ない事情がある場合考慮する。
- 【開設期間】 令和2年4月27日から令和2年5月6日まで（土日祝日を除く）
- 【開設時間】 8：30～15：30（登校8：30～9：00 下校15：30）
- 【持ち物】 お弁当、飲み物（牛乳、炭酸飲料以外）、学習用具（宿題やドリルなど）
※児童がその日に行くことを自分で考えて過ごすこととなりますので、学習用具や本等を持参するようお願いしております。

●小学校臨時預かりにおける対応について

- 【保護者への通知】 本件の募集については、別添の募集に係る文書を各学校からメール配信において4月23日中に保護者に対し連絡をお願いいたします。
※URL部分についてはリンクから移動できるようお願いします。
※メールが到達しない児童に関しては郵送をお願いいたします。
- 【学校対応】 基本的には、スクールサポーター等が「見守り」を実施する形になります。利用予定者名簿を送付いたしますので、予定外の欠席者、体調不良者が発生した場合の保護者への連絡、対応等に関しての御協力をお願いいたします。
- 【実施内容】 児童が自身で「その日一日をどのように過ごすか」を決めた上で、それに関する準備物等を持参することとなりますことから、当該活動を行っている児童の「見守り」をスクールサポーター等に行っていただくこととなります。
原則として、なかよし会とは別の対応となります。ただし、活動内容によっては、なかよし会と一緒に活動する場合があります。
活動内容については簡単に別紙にまとめましたので御確認ください。

担当 むつ市教育委員会 総務課 学校教育課
内線 3116・3113

小学校臨時預かりに係るスクールサポーター等の活動イメージ（例）

活動時間	勤務・活動内容	備考
8:00	出勤	
8:00～8:30	児童受入準備	
8:30～9:00	児童受入	・利用予定者名簿と照合し、欠席者等については、学校の協力で連絡する。
9:00～9:30	学習	
9:30～12:00	自習・自由遊び	・なかよし会と合同で活動する場合もある。
12:00～13:00	昼食	
13:00～13:30	学習	
13:30～15:00	自習・自由遊び	
15:00～15:20	おやつ	
15:20～15:30	下校	・下校を見守り、帰宅させる。
15:30～16:00	環境整理	・翌日に備え、整理等を行う。
16:00	退勤	

※勤務においては、シフト制の導入を予定しております。

※必要に応じて、活動時間・活動内容等を変更することも考えられます。

各小学校の児童の実態に応じて柔軟な対応を行います。

む教総第255号
令和2年4月21日

各小中学校校長様

むつ市教育委員会
教育長 氏家 剛
(公印省略)

緊急事態宣言の発令に伴う臨時休校期間中における教職員の勤務について

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、令和2年4月16日に政府が緊急事態宣言の発令対象を全国とする旨の決定がなされ、接触機会を最低7割、極力8割程度低減することが求められております。

このことを受け、臨時休校期間中における教職員の勤務につきましては、下記のとおり接触低減策や対応業務等についてお示しさせていただきますので、各校長におかれましては、各学校の実情を踏まえて可能な取組を講じていただき、適切な管理に努めてくださるようお願いいたします。

記

◎県費負担教職員

「在宅勤務をはじめとしたテレワーク」「時差出勤」「空き教室の利用」「職専免（教育公務員特例法第22条第2項）」など、各学校において教職員間の接触を極力減らすための取組を講じていただき、職員室における執務環境等の分散を図るなど、十分な感染症対策を講じること。

◎市職員・会計年度任用職員

県費負担教職員を参考に、次のように取り扱うこと。

○調理師・給食調理員・給食作業員

- ・調理員及び給食作業員については、任用通知書における業務内容「給食室内外の衛生保持」等に努めながら、例えば「その他前各号に準ずる業務」として、学校用務員の業務補助（環境整備、施設・設備の補修等）など。
- ・調理業務のほか、給食当番児童生徒等が使用するマスクの作成など（マスク等の成果物の確認を行うことにより在宅勤務も可とする）。
- ・調理師についても、上記に準じた業務を行う。

○学校用務員

通常業務に従事する（業務内容から他の教職員との接触について支障は少ないと考えられるため）。

○スクール・サポーター及び小中一貫教育非常勤講師

県費負担教職員に準じた取組を行いながら、必要に応じて小学校臨時預かり業務に従事する。

以上

事務局総務課 工藤・新田
電話 22-1111
内線 3110・3115

各市町村教育委員会教育長 殿

青森県教育委員会
教育長 和嶋 延寿
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間中の
教職員の服務について (通知)

このことについて、下記のとおり取り扱うこととしますので、貴管下の教職員に周知するとともに、一斉臨時休業期間中の教職員の服務について、適切に対応願います。

なお、発症の有無等にかかる出勤の判断等については、令和2年4月9日付け青教ス第61号「県立学校版新型コロナウイルス感染症Q&Aの追加等について」を参照してください。

また、「新型コロナウイルス感染症に関する休暇等の取扱いについて」(令和2年2月28日付け青教員第475号通知)は、令和2年4月17日をもって廃止します。

記

1 服務の取扱い

区 分	服務の取扱い
① 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合 (無症状病原体保有者を含む。)	・ 出勤困難休暇
② 検疫法に規定する停留の対象となった場合	
③ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第2項の規定に基づき、職員又はその親族が新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	
④ 職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られること等から療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	
⑤ 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	

⑥ ①～⑤以外の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常勤務 ・ 在宅勤務 ・ 職務に専念する義務の免除 (教育公務員特例法第22条第2項に規定する勤務場所を離れた研修) ・ 年次休暇等
------------	--

2 その他留意事項

(1) 在宅勤務について

「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間中の教職員の在宅勤務について」(令和2年4月17日付け青教員第65号通知)による取扱いとなること。

(2) 勤務場所を離れた研修にかかる取扱いについて

「教育公務員特例法第22条第2項に基づく研修の取扱いについて」(平成14年6月21日付け青教義第421号通知)による取扱いとなること。

(担当：教職員課人事制度グループ
岩川
017-734-9892)

(別紙様式)

臨時休校期間中におけるテレワーク・時差出勤実施勤務計画書

学校名	学校							
職名	氏名	月 日()						

テレワーク区分	テレワーク 1日	テレワーク 半日(午前)	テレワーク 半日(午後)	
時差出勤区分	A型 (00:00~ 00:00)	B型 (00:00~ 00:00)	C型 (00:00~ 00:00)	D型 (00:00~ 00:00)

確認欄		
校長	教頭	担当

(別紙様式)

臨時休校期間中におけるテレワーク・時差出勤実施勤務計画書

記入例

学校名	学校							
職名	氏名	4月19日(日)	4月20日(月)	4月21日(火)	4月22日(水)	4月23日(木)	4月24日(金)	4月25日(土)
校長	〇〇 〇〇	週休日	テレワーク 1日	通常勤務	テレワーク 1日	通常勤務	テレワーク 1日	週休日
教頭	〇〇 〇〇	週休日	A型 (7:00~15:45)	テレワーク 1日	A型 (7:00~15:45)	テレワーク 1日	D型 (10:00~18:45)	週休日
教諭	〇〇 〇〇	週休日	テレワーク 1日	B型 (8:00~16:45)	テレワーク 1日	C型 (9:00~17:45)	テレワーク 1日	週休日
教諭	〇〇 〇〇	週休日	B型 (8:00~16:45)	テレワーク 1日	C型 (9:00~17:45)	テレワーク 1日	B型 (8:00~16:45)	週休日
養護教諭	〇〇 〇〇	週休日	C型 (9:00~17:45)	A型 (7:00~15:45)	テレワーク 1日	A型 (7:00~15:45)	テレワーク 1日	週休日
講師	〇〇 〇〇	週休日	通常勤務	テレワーク 1日	通常勤務	テレワーク 1日	通常勤務	週休日
調理員	〇〇 〇〇	週休日	テレワーク 1日	D型 (10:00~18:45)	テレワーク 1日	通常勤務	テレワーク 1日	週休日
用務員	〇〇 〇〇	週休日	D型 (10:00~18:45)	テレワーク 1日	D型 (10:00~18:45)	テレワーク 1日	A型 (7:00~15:45)	週休日

教職員個人の作成においても同一の様式で作成し、校長(取りまとめ担当者)へデータ等を提出します。
校長(取りまとめ担当者)は、提出されたデータを添付することにより学校分の一覧を作成することができます。

テレワーク区分	テレワーク 1日	テレワーク 半日(午前)	テレワーク 半日(午後)	
時差出勤区分	A型 (00:00~00:00)	B型 (00:00~00:00)	C型 (00:00~00:00)	D型 (00:00~00:00)

市で使用している様式をベースに作成したものを参考様式として添付いたします。
各学校におかれましては、必要に応じてご活用いただければと思います。
本様式は、必要に応じて加工編集等いただいで構いません。

確認欄		
校長	教頭	担当

青 教 員 第 6 5 号
令和 2 年 4 月 1 7 日

各市町村教育委員会教育長 殿

青森県教育委員会
教育長 和嶋 延寿
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間中の
教職員の在宅勤務について (通知)

このことについて、別添のとおり各県立学校長宛てに通知したので、お知らせ
します。

担当：教職員課 人事制度グループ
電話 017-734-9892



青 教 員 第 6 5 号
令和 2 年 4 月 1 7 日

各 県 立 学 校 長 殿

青 森 県 教 育 委 員 会
教 育 長 和 嶋 延 寿
(公 印 省 略)

新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 の た め の 一 斉 臨 時 休 業 期 間 中 の
教 職 員 の 在 宅 勤 務 に つ い て (通 知)

令 和 2 年 4 月 1 6 日 に 新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等 対 策 本 部 長 (内 閣 総 理 大 臣) が、
新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等 対 策 特 別 措 置 法 第 3 2 条 に 基 づ く 緊 急 事 態 宣 言 の 対 象 区
域 を 全 国 に 拡 大 し た こ と を 受 け、4 月 2 0 日 か ら 県 立 学 校 が 一 斉 臨 時 休 業 す る
こ と に 伴 い、臨 時 休 業 期 間 中 の 教 職 員 の 在 宅 勤 務 に つ い て、下 記 の と お り 取 り 扱
う こ と と し ま し た。

つ き ま し て は、貴 校 教 職 員 に 周 知 す る と と も に、学 校 運 営 に 支 障 が 生 じ な い 範
囲 で 活 用 す る よ う お 願 い し ま す。

記

1 趣 旨

新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 の 感 染 拡 大 防 止 の た め、一 斉 臨 時 休 業 期 間 中 の
県 立 学 校 に 勤 務 す る 教 職 員 に つ い て 在 宅 勤 務 を 実 施 す る。

2 対 象 職 員

一 斉 臨 時 休 業 期 間 中 の 県 立 学 校 に 勤 務 す る 教 職 員 (臨 時 的 任 用 職 員、任 期 付
職 員 及 び 会 計 年 度 任 用 職 員 を 含 む。) を 対 象 と す る。

3 在 宅 勤 務 が 可 能 な 期 間

一 斉 臨 時 休 業 期 間 と す る。

4 実 施 単 位、実 施 回 数 等

(1) 在 宅 勤 務 は、1 日 単 位 で 行 う も の と す る。

(2) 在 宅 勤 務 は、1 人 当 たり 週 4 日 を 限 度 と し て 行 う も の と す る。

5 在 宅 勤 務 を 行 う と き の 手 続

(1) 承 認 権 者

在 宅 勤 務 の 承 認 は、承 認 を 受 け よ う と す る 教 職 員 (以 下 「 希 望 教 職 員 」 と

いう。)が所属する学校の校長(校舎にあっては教頭とする。以下同じ。)が行う。

(2) 申請及び承認

① 希望教職員は、在宅勤務を行おうとする日時、勤務内容等を記載した旅行管理簿(別紙様式)を作成し、あらかじめ校長に提出する。この場合においては、複数日の在宅勤務についてまとめて申請し、校長の承認を受けることもできることとする。

② 校長は、学校運営に支障が生じる恐れがないと認める場合は、旅行管理簿を決裁することにより、在宅勤務を承認する。

(3) 在宅勤務の開始・終了報告

① 在宅勤務の承認を受けた教職員(以下「実施教職員」という。)は、在宅勤務を行う日ごとに、勤務の開始時及び終了時に電子メール、電話等により、校長又は校長が指定する職員に勤務の開始及び終了の報告を行うこととする。

② 実施教職員が在宅勤務を終了した場合は、速やかに勤務の実績を校長に報告し、承認を受けることとする。校長は、必要に応じて実施教職員に対して勤務の実績が確認できる成果物の提出を求めることができる。

(4) 勤務遂行状況の把握

校長又は校長が指定する職員は、必要に応じて電子メール、電話等により、実施教職員に勤務の遂行状況を確認する。

6 在宅勤務できる業務

校長は、実施教職員に対して、従事させる業務を指示することとする。業務内容は、教材作成、児童生徒への課題の作成、業務に関連する知識の習得、その他教育活動や校務運営に必要な業務とする。

7 服務等

(1) 勤務時間及び休憩時間

実施教職員の勤務時間及び休憩時間は、学校で勤務する日と同様とする。

(2) 職務専念義務

実施教職員は、在宅勤務中も職務に専念する義務があることから、公務員として県民から疑念や不信を抱かれることのないよう十分留意することとする。

(3) 時間外勤務

校長は、原則として実施教職員に対して時間外勤務を命じないこととする。

(4) 服務の取扱い

実施教職員の服務については、自宅への出張(直行・直帰)とし、自宅以外での勤務は認めないこととする。

(5) 休暇の取得

在宅勤務中に体調不良や育児・介護等によって一時的に勤務をすることができなくなった場合や、職務と関係のない用事で自宅から外出する場合などについては、通常の休暇制度により休暇を取得することとする。この場合において、実施教職員は休暇を取得する前に、電子メール、電話等で校長又は校長が指定する職員に取得する休暇の種類及び期間を報告することとする。

ただし、自宅で勤務することに伴って避けられない一時的かつ短時間の私用であって、社会通念上認められる常識的な範囲内の行為についてはこの限りではない（来客対応、郵便物の受け取り等）。

(6) 旅費の取扱い

在宅勤務に係る旅費は、支給しないこととする。ただし、業務の都合上、自宅から他の用務先に出張する必要がある場合は、当該出張に係る旅費を支給する。

(7) 電話等の取次ぎ

- ① 実施教職員宛てに電話連絡等があった場合は、必要に応じて実施教職員に取り次ぐこととする。
- ② 実施教職員は、必要に応じて電子メール、電話等により相手先との連絡調整を行うこととする。

8 留意点等

(1) 情報セキュリティ対策

- ① 実施教職員は、勤務の内容が他者の目に触れないようにしなければならない。
- ② 実施教職員は、児童生徒の成績・答案など、個人情報が含まれるデータ及び紙文書を持ち出してはならない。それ以外で持ち出すものがある場合は、校長の許可を受けなければならない。

(2) 在宅勤務に必要な費用

次に掲げる費用は、実施教職員の負担とする。

- ① 自宅でのインターネット回線及びプロバイダ利用に係る費用
- ② 在宅勤務のために要する自宅の光熱水費
- ③ 在宅勤務時の通信に職員個人の電話を利用した場合は、その利用料金
- ④ その他、県が負担することが適当でない費用

担当：教職員課 人事制度グループ

電話 017-734-9892

令和2年度

4月分 (1枚中 1枚目)

所属 ○○高等学校

旅行管理簿

職名		氏名		住所又は居所		長島一丁目1番1号				
教諭		青森 太郎		青森市						
旅行日	用務	用務地	所要(予定)時間	区分	旅行確認					
					命令(依頼)月日	承認			確認	
4/21	教材作成、休業中の生徒への課題作成【在宅勤務】	自宅	7時間45分	/	4/20	校長	教頭	事務長		校長
4/22	年間指導計画の作成【在宅勤務】	自宅	7時間45分	/	4/20	校長	教頭	事務長		校長
4/23	生徒の健康状態確認(電話)【在宅勤務】	自宅	7時間45分	/	4/20	校長	教頭	事務長		校長
4/24	年間学校行事予定の変更案作成【在宅勤務】	自宅	7時間45分	/	4/20	校長	教頭	事務長		校長
			時間							
			時間							
			時間							
			時間							
			時間							
			時間							
			時間							
			時間							
			時間							
			時間							
			時間							

※ 区分欄には、「公用車」又は「私用車同乗」と記入すること。
 ※ 旅行確認欄には、口頭その他の方法により命令(依頼)を受けた月日を記載するとともに、適宜決裁欄を設け、旅行命令権者の確認印を受けること。